

別 紙

令和 8 年度県庁舎電気設備保守点検業務委託仕様書

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この仕様書は、山形県自家用電気工作物保安規程に基づき電気工作物の保安を確保するための保安点検業務に関し、必要な事項を示し、適正な維持管理を行うことを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この仕様書は、山形県庁舎（警察各棟、議会各棟を含む）に設置された受変電設備及び予備発電機設備（以下「発電設備」という）の保守点検業務委託に適用する。

(契約の範囲)

第 3 条 契約の範囲は、下記に掲げる設備の清掃、点検、調整、注油及び軽微な修理までとする。

(1) 受変電設備

- ア 受 電 塔 (P G S)
- イ 受 電 柱 (P G S)
- ウ 高 圧 受 電 盤 (V C B)
- エ 動 力 盤 (V C B 、 L R A 、 T R A N S 、 D S 、 L B S)
- オ 電 灯 盤 (V C B 、 T R A N S 、 D S 、 L B S)
- カ 分 岐 盤 (V C B)
- キ コンデンサ盤 (V C B 、 V C S 、 C S 、 S R 、 L B S 、 V S)
- ク 低 圧 配 電 盤

(2) 発電設備

(対象設備は県庁舎750kVA発電機、警察棟1階電気室200kVA及び警察分庁舎300kVA発電機の3基。)

- ア 制御機器
- イ 非常用自家発電設備
- ウ 始動用電源

(3) 監視装置

- ア C R T 及びグラフィック盤
- イ C P U 装置

(4) ハンドホール

- ア 高圧引き込みケーブル用ハンドホール

(5) M O F 、 W H 、 V A R 、 M D W 及び付属装置は含まない。

(設置場所)

第 4 条 この設備の設置場所は、下記のとおりとする。

山形市松波二丁目 8 番 1 号

山形県庁 山形県議会棟 山形県警察本部

(必要事項の充足)

第 5 条 この仕様書は、機器の保守点検業務について大要を示すものであるから、仕様書に記載されていない事項であっても、必要と認められるものについては、これを充足するものとする。

(業務の実施時期)

第 6 条 業務の実施時期については県庁内各課室との調整が必要なため、県の指定する日(休日)に業務を行うこと。更に、警察棟の停電作業日数については1日間の日中、知事棟と議会棟の停電作業日数については2日間の日中とし、この期間で全ての停電作業を完了させることとする。(注：知事棟と議会棟の1日目の停電作業日の夜間については復電させること。)

停電予定日：県庁舎11月1日(日)、県庁舎11月3日(祝・火)、警察棟11月7日(土)なお、第2章第13条(5)消防設備法定点検については、自家発電設備の総合点検及び非常コンセント設備機器点検(1回目)を停電予定日に併せて実施するものとする。

(業務の実施工程)

第 7 条 業務を行う1ヶ月以上前に停電作業日の実施工程表(時系列工程表)を県に提出し、県の承諾を得てから業務を行うこととする。

(提出書類)

第 8 条 受託者は、下記の書類を県に2部提出するものとする。なお、県庁舎・議会棟と警察棟の点検記録表は分けることとする。

(1) 作業員名簿

(2) 実施工程表

(3) 点検記録表(消防設備法定点検については、法定様式)

(測定機器等の準備)

第 9 条 保守点検に必要な測定機器、非常用発電機、工具等は受託者の負担で準備し、機器に附属する工具は山形県で準備する。

第 2 章 保 守 点 検

(保守点検)

第 10 条 保守点検は、据え付け時の機器の試験成績書のデータを標準に各部の点検調整を行うものとする。

(点検者の資格)

第 11 条 点検者は、第1種電気工事士若しくは第2種電気工事士の有資格者とする。

なお、消防法第17条の3の3による消防設備の法定点検については、上記資格の他、必要な資格を有する者であること。

(障害等の報告)

第12条 受託者は、この契約に含まれる軽微な修理の範囲をこえる修理を必要とするときは、直ちに県に報告するものとする。

(点検項目)

第13条 点検は、次の事項について行うものとする。

(1) 電気機器関係

- ア 各種シーケンス試験
- イ 各電気機器の目視点検、動作試験
- ウ 絶縁抵抗測定（高圧、低圧）
- エ 接地抵抗測定
- オ 継電器盤理論回路点検
- カ 各部接続箇所の点検
- キ 保護継電器動作特性試験
- ク 総合試験
- ケ その他必要な事項

(2) ハンドホール関係

- ア 各部の目視点検、清掃

(3) 監視装置関係

- ア 中央処理装置点検、動作試験
- イ 入出力装置点検、動作試験
- ウ 継電器装置点検、動作試験
- エ グラフィック盤点検

(4) 機関関係

- ア 各部目視点検、動作試験
- イ 始動装置の点検、動作試験
- ウ その他必要な事項

(5) 消防設備法定点検（消防法第17条の3の3）

- ア 自家発電設備法定点検（機器点検・総合点検）
対象設備：県庁舎750kVA発電機（負荷試験含む）、警察分庁舎300kVA
- イ 非常コンセント設備法定点検（機器点検2回）
対象設備：県庁舎非常コンセント設備（200V、100V）

(保守点検機器数)

第 14 条 保守点検を行う機器数は、次のとおりとする。

県 庁 舎

(1) 受変電設備関係

ア	配電盤 (受電塔含む)	20	面
イ	変圧器盤	12	面
ウ	コンデンサ盤	6	面
エ	真空遮断器	18	台
オ	区分開閉器	1	台
カ	断路器	6	台
キ	アレスター (避雷器)	2	組
ク	モールド変圧器	12	台
ケ	負荷開閉器 (ヒューズ付)	8	台
コ	コンデンサ	6	組
サ	接地抵抗測定	7	箇所
シ	高圧側絶縁抵抗測定	8	箇所
ス	保護継電器動作特性試験	54	台
セ	シーケンス試験	1	式
ソ	低圧側絶縁抵抗測定		
a	電灯幹線	65	箇所
b	動力幹線	56	箇所
c	負荷側	335	箇所
d	発電回路電灯幹線	42	箇所
e	発電回路動力幹線	18	箇所
f	直流回路幹線	38	箇所
g	財務回路幹線	32	箇所
タ	UPS装置	1	式
チ	その他機器に附属するもの	1	式

(2) 監視装置

ア	CPU装置	1	式
イ	CRT及びグラフィック盤	1	式
ウ	入出力装置盤	1	式
エ	電力継電器盤	1	式

(3) ハンドホール

ア	高圧引き込みケーブル用ハンドホール	1	式
---	-------------------	---	---

(4) 発電設備関係

ア	制御関係	1	台
イ	非常用自家発電機	1	式
ウ	空気圧縮機 (空気槽を含む)	1	式
エ	非常コンセント設備 (200V、100V 屋内消火栓設備に併設)	12	箇所

議 会 棟

(1) 受変電設備関係

ア	配電盤	6	面
イ	変圧器盤	6	面
ウ	真空遮断器	5	台
エ	断路器	1	台
オ	モールド変圧器	6	台

カ	負荷開閉器（ヒューズ付き）	3	台
キ	接地抵抗測定	3	箇所
ク	高圧側絶縁抵抗測定	2	箇所
ケ	保護継電器動作特性試験	16	台
コ	シーケンス試験	1	式
サ	低圧側絶縁抵抗測定		
	a 電灯幹線	26	箇所
	b 動力幹線	18	箇所
	c 負荷側	62	箇所
	d 直流回路電灯幹線	13	箇所
シ	その他機器に附属するもの		

警察棟

(1) 受変電設備関係

ア	配電盤	14	面
イ	変圧器盤	14	面
ウ	コンデンサ盤	4	面
エ	真空遮断器	18	台
オ	柱上区分開閉器	2	台
カ	アレスター	2	組
キ	断路器	3	台
ク	真空電磁開閉器	5	台
ケ	乾式変圧器	1	台
コ	モールド変圧器	9	台
サ	油入変圧器	5	台
シ	コンデンサ	5	組
ス	負荷開閉器（ヒューズ付き）	8	台
セ	接地抵抗測定	31	箇所
ソ	高圧側絶縁抵抗測定	10	箇所
タ	保護継電器動作特性試験	44	台
チ	シーケンス試験	1	式
ツ	低圧側絶縁抵抗測定		
	a 電灯幹線	40	箇所
	b 動力幹線	31	箇所
	c 負荷側	121	箇所
	d 発電・直流回路電灯幹線	29	箇所
	e CVCF幹線	5	箇所
テ	その他機器に附属するもの		

(2) 監視装置

ア	CPU装置	1	式
イ	グラフィック盤及びプリンター	1	式

(3) ハンドホール

ア	高圧引き込みケーブル用ハンドホール	1	式
---	-------------------	---	---

(4) 発電設備関係（1階電気室200kVA、分庁舎300kVA）

ア	制御関係	1	式
イ	非常用自家発電機	1	式
ウ	始動用蓄電池設備	1	式

(5) 警察分庁舎点検時仮設発電機

		1	式
--	--	---	---